

改正

平成16年3月26日条例第18号
平成17年3月30日条例第14号
平成19年3月27日条例第12号
平成20年3月28日条例第12号
平成28年3月24日条例第13号

鈴鹿市工業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、市内に工場等の設置をしようとする者に第3条第1項に規定する奨励措置を講じることにより、市内における工場等の立地の円滑化及び周辺地域の環境の保全を図り、もって本市の産業の振興、雇用の拡大及び市民生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場等 次に掲げる施設であつて、規則で定めるものをいう。
 - ア 製造業、運輸業（加工、組立て及びこん包を伴うものに限る。）又は情報通信業の用に供する施設
 - イ アに掲げる業種に係る研究又は開発設計に必要な施設
 - ウ 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第4項に規定する循環的な利用に必要な施設
- (2) 事業者 工場等の設置を目的として、その用地の造成事業を行う者又は工場等の設置を行う者をいう。
- (3) 特定地域 次のいずれかに該当する地域をいう。
 - ア 工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条第1項の規定により作成された工場立地調査簿に記載された工場適地
 - イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた準工業地域、工業地域及び工業専用地域
 - ウ 市長が特に工場等の立地に適当であると認める地域
- (4) 新設 市内の土地の取得又は賃借をして、当該土地に新たに工場等の整備又は取得をし、操業することをいう。
- (5) 増設 市内の現に操業している工場等（以下「既存工場等」という。）に対し、増改築等（機械施設のみを拡充する場合を含む。）を行い、当該既存工場等の拡充を行うことをいう。
- (6) 移転 市内に工場等を有する者が、市内の既存工場等の全部を廃止し、新たに市内に工場等を設けること又は市街地の中に散在する既存工場等を公害防止、公共事業等の施行のため一部を廃止し、新たに市内に工場等を設けることをいう。
- (7) 設置 市内に工場等の新設、増設又は移転をすることをいう。
- (8) 投資額 工場等の設置のため取得し、又は造成した土地並びに設置をした工場等の建物、機械施設及びそれらに直接必要と認められる附帯施設に対して要した資金の額をいう。
- (9) 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業者
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体
- (10) 常用被雇用者 次のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 事業者に直接雇用されていること（雇用される期間の定めのない場合に限る。）。イ 社会保険被保険者であること。ウ 雇用保険の一般被保険者又は高年齢継続被保険者であること。ただし、満65歳以上で新たに雇用した場合にあつては、雇用保険の一般被保険者又は高年齢継続被保険者の加入要件を満たす労働条件で雇用した者に限る。

(奨励措置)

第3条 市長は、事業者に対し、次の奨励措置を講ずることができる。

- (1) 立地環境整備
- (2) 工場等設置奨励金の交付
- (3) 用地取得費助成金の交付
- (4) 利子補給金の交付
- (5) 雇用奨励金の交付
- (6) 緑化推進助成金の交付

2 市長は、事業者に対し、工場等の設置のため必要な資料の提供等の便宜を供与することができる。
(立地環境整備)

第4条 市長は、工場等の立地が確実に見込め、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合は、道路、排水路等の公共施設について、予算の定めるところにより施設の便宜を供与することができる。

- (1) 第2条第3号アに規定する地域(次号に定める地域を除く。)又は同条第3号ウに規定する地域 50,000平方メートル以上の土地造成を行う場合
- (2) 第2条第3号イに規定する地域 9,000平方メートル以上の土地造成を行う場合

2 前項の規定による立地環境整備を受けようとする事業者は、あらかじめ市長の認定を受けなければならない。

3 市長は、前項の認定に係る申請があつたときは、認定の可否を事業者に通知するものとする。
(工場等設置奨励金の交付要件等)

第5条 工場等設置奨励金は、工場等の設置が特定地域の区域内で行われ、公害を防止するための適切な措置が講じられており、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合その他市長が特に必要と認める場合に交付することができる。

- (1) 新設及び移転(既存工場等の全部を廃止した場合に限る。) 投資額が3億円(中小企業者にあつては、1億円)以上であつて、常用被雇用者が10人以上である場合
- (2) 増設及び移転(既存工場等の一部を廃止した場合に限る。) 投資額が1億円(中小企業者にあつては、3,000万円)以上であつて、常用被雇用者が5人以上である場合
- (3) 研究開発の事業の用に供する増設 当該増設に係る投資額が5,000万円以上である場合

2 工場等設置奨励金の交付を受けようとする事業者は、あらかじめ市長の認定を受けなければならない。

3 市長は、前項の認定に係る申請があつたときは、認定の可否を事業者に通知するものとする。
(工場等設置奨励金の交付期間等)

第6条 工場等設置奨励金を交付する期間は、前条第2項の認定に係る工場等の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税額を基準として、当該工場等が操業を開始した後、最初に固定資産税が賦課される年度の翌年度から5年間(用地取得費助成金の交付を受ける場合にあつては、3年間)とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該期間は、6年間(用地取得費助成金の交付を受ける場合にあつては、4年間)とする。

- (1) 設置をされた工場等が次世代自動車に関連するものである場合
- (2) 設置をされた工場等が航空宇宙又はヘルスケアに関連するものである場合
- (3) 本市の友好都市が所在する国であるアメリカ又はフランスから進出する企業による設置である場合

2 工場等設置奨励金の額は、それぞれ前年度に納付した当該部分に係る固定資産税額に相当する額(その額が3億円を超える場合にあつては、3億円)を限度とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 前項第1号に掲げる場合 10億円
- (2) 前項第2号及び第3号に掲げる場合 5億円
(用地取得費助成金)

第7条 用地取得費助成金は、事業者が第5条第2項の認定に係る工場等の設置をするに当たり、当該工場等の敷地として9,000平方メートル以上の用地を取得し、かつ、2年以内に着工した場合に限り、当該用地に係る取得費を基準として、当該工場等が操業を開始した日の属する年度の翌年度か

ら3年間に分割して交付する。

- 2 用地取得費助成金の額は、当該用地の取得に要した費用の10パーセントを限度とする。ただし、3年間の当該用地取得費助成金の合計額は、工場等設置奨励金と合わせて次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えることはできない。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる場合 10億円
- (2) 前条第1項第2号及び第3号に掲げる場合 5億円
- (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 3億円

(利子補給金)

第8条 利子補給金（以下「補給金」という。）は、第5条第2項の認定に係る工場等の設置を行うために、中小企業者が金融機関から借り入れた投資額（以下「利子補給対象資金」という。）に係る支払利子を基準として、当該工場等の操業開始の日から3年間交付する。

- 2 補給金の額は、支払利子（延滞に係るものを除く。）に利子補給対象資金の借入年利率から規則で定める率を減じた率（その率が年3パーセントを超えるときは、年3パーセント）を乗じて得た額を利子補給対象資金の借入年利率で除して得た額を限度とする。ただし、3年間の補給金の合計額は、1,000万円を超えることはできない。

(雇用奨励金)

第9条 雇用奨励金は、第5条第2項の認定に係る工場等の設置を行うに当たり、事業者が雇用者数認定期間（当該工場等の設置に係る操業を開始した日を含む90日前から当該操業を開始した日の翌日から180日後までの期間をいう。）に新たに雇用した市民又は本市に転入した者であつて、常用被雇用者であるものの数に30万円を乗じて得た額を交付する。ただし、5,000万円を超えることはできない。

- 2 雇用奨励金の交付は、第5条第2項の認定を受けた者につき、1回とする。

(緑化推進助成金)

第10条 緑化推進助成金は、第5条第2項の認定に係る工場等の設置をする事業者が、周辺地域との環境の保全を図るため工場等の敷地面積の15パーセント以上の緑化をその認定通知を受けた日から2年以内に行つた場合に交付する。ただし、工場立地法第6条第1項に規定する特定工場は、交付の対象としない。

- 2 緑化推進助成金の額は、当該緑化の植栽に直接要した経費の30パーセント以内の額とする。ただし、助成金の合計額は、300万円を超えることはできない。

(奨励措置の承継)

第11条 奨励措置を受けている者が、相続、譲渡その他の事由により変更を生じたときは、その承継者は、既に決定している範囲内の奨励措置を受けることができる。

(奨励措置の変更等)

第12条 奨励措置を受けている者（前条に規定する承継者を含む。）が、次のいずれかに該当するときは、奨励措置の一部若しくは全部を変更し、若しくは停止し、又は交付済みの奨励金の一部若しくは全部を返納させるものとする。

- (1) 操業を休止し、又は廃止したとき。
- (2) 常用被雇用者が著しく減少したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により奨励措置を受けたとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(報告及び調査)

第13条 市長は、奨励措置を受けている者に対し、奨励措置に関し、報告を求め、又は実地に調査することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月26日条例第18号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の鈴鹿市工業振興条例第5条第3項の認定を受けたものの奨励措置については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年3月30日条例第14号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の鈴鹿市工業振興条例第5条第3項の認定を受けたものの奨励措置については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月28日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鈴鹿市工業振興条例の規定は、この条例の施行の日以後の認定に係る奨励措置について適用し、同日前の認定に係る奨励措置については、なお従前の例による。